

文化

沈黙に向き合う

沖縄戦聞き取り47年

石原 昌家

「私たち遺族は、無謀な戦争によってそれぞれの肉親を失ったものでございませぬ。しかも、それはおぼむわ特攻戦術とか、その他これに類するような、絶対に死ぬ境地に陥れられて、野蠻な方法で強制された殺人行為であって、人命の尊厳を蹂躪した鬼畜の行為を、国家の名において行つたものであります。(中略)私はこれを考えますとき、ほとんどの場合は、たゞ底から、むくむく熱鉄を押しつけようとしたお

(106)

(中略)当然の補償をなすべきである、信するものではないです(以下略)。日、26日、戦傷病者戦没者(衆議院、厚生委員会公聴会)1952年3月25日、援護法制定時の国会で議論されたこと、米大統領下の沖縄住民への援護法適用拡大について、そのあらましを説き、資料を共有して、テーマの理解を深めていた。しかし、強行採決

歴史修正主義を正す②

遺族は「援護法」反対

国家の責任追及潰える

「援護法」の成立が分岐点になったと理解している。日本の国会で問題になっている「援護法」ではなく、「補償」すべきという言葉を意味を、米軍上層下の沖縄で食うや食わずの状態では、考える暇はなかった。52年4月、創立した琉球政府のもと、立法院(現県議会に相当)の全政界・議員は、琉球遺族を後押しして、援護法の琉球沖縄への適用を、ひたすら米軍

と沖縄へ日本政府南方連絡事務所を設置を要請した(「沖縄の援護のあゆみ」沖縄県生活福祉部援護課、1996年、186頁)。

旧植民地を除外

私は最近、オンラインによる講演依頼をうけ、この援護法について話すと韓国のかたから質問をうけるので、以下、援護法の法律案作成にかかわったという斎藤元之元那覇日本政府南方連絡事務所初代援護担当事務官の手記を引用しておきたい。

「沖縄の行政権を持たない日本政府が、沖縄に本土法を適用できるかどうかの問題は、立法当初から議論された。しかし本土の防波堤となつた沖縄を放棄するわけにはいかないと、厚生省官廳の方針により、法的には、附則に「補償法の適用を受けない者(韓国・朝鮮人・台湾人)を規定すること、政府が行政権を持たない沖縄については、講和条約発効後に、その実施について米政府との折衝にまつことにした」(沖縄県遺族連合会編「還らぬ人」とも」若草社、1982年、100頁)とある。

韓国・朝鮮、台湾の成年男子を日本兵として戦場に送り出し、戦死させても、援護法の適用を除外するよう、附則を付け加えることにしたと読める。

だが、沖縄にたいしては「米側から」日本政府と琉球諸島における米軍管理当局との間に相互的利害関係のある種々の条項(例えば年金給の支払、戦没者遺骨の処理)について適切な連絡を計るための連絡事務所の設置を要請してきた。これを受けて政府は、昭和二十七年六月「南方連絡事務局設置法」を公布し、同年八月那覇に南方連絡事務所(南連)を設置し、所長以下若干のスタッフを置かれることになった(前書、100頁)。(表紙、写真参照)という。

沖縄戦の激戦場跡の瓦礫のなかで、わずかに残つた建物に日の丸がはためくようになった。

以後、日本政府の指導のもと、琉球政府に援護課が設置され、各市町村にも援護担当がおかれ、援護業務が開始された。

(次回は15日掲載)



1982

還らぬ人とともに

沖縄県遺族連合会三十周年記念誌

沖縄県遺族連合会の活動を知る誌表紙

たい。

敗戦間もない日本で、戦争遺族の口から戦争国家の責任を問う、心底からの怒りの声がほとほとした場所は、国会の公聴会であった。

強行採決

公述人のひとり、80万遺族を代表した日本遺族会の前身、日本遺族厚生連盟の佐藤信副代表だっ

これ、援護法は同年4月30日制定された。

日本の遺族会を代表した佐藤公述人のことばは、戦争を生き残つたすべての遺族の人たちの心の奥底を明るみに出したといえるだろう。そして国家の責任を問うべく、国家補償を厳しく要求したが、援護法の成立によって国家の戦争責任追及の術は潰え去つた。私には日本の再軍備は、この

「精神に基づき」

援護法の第一条(法律の目的)は「この法律は、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に因り、国家補償の精神に基づき、

・援護局援護課監修「戦傷病者戦没者遺族等援護法 援護法Q&A」仕組みと考え方(新日本法規、2000年)には、甲斐金、見舞金、公務扶助料、遺族給与金、遺族年金などという言葉が用いられ補償というよりはが一切ないことに留意したい。

沖縄占領統治の円滑化をはかるためか、GHQは琉球政府が創立するや、奄美